

五

方募

イ

入 価 法 入
札 格 決
発 競 定
行 争 の

競争市場も参加者ごとによる発行（以下「非価格競争」）と
るも参加者ごとによる発行（以下「非価格競争」）と
参加者ごとによる発行（以下「非価格競争」）と
て、財務大臣が各国債市場特別
した後に「行われる入札であ
び価格競争入札発行」という。及
価格競争入札発行「と
「国債市場特別参加者・第I非
を定めるものによる発行（以下
場特別参加者ごとに応募限度額
であつて、財務大臣が行われる
競争入札と同時に「
競争入札発行」という。

ハ ロ

非 札 国 札 非
競 発 債 行 競
争 行 市 行 争
入 入 場 入 入

各申込みのうち応募額を順次割り
も申込みの応募額を順次割り
当てる。応募額を案分により
各申込みの応募額を案分により
割り当てると。応募額を案分により
各国債市場特別参加者ごとの
募集限度額の範囲内において各
申込みの応募額を割り当てる。

六

イ

発

入 価 ・ 別 債 行 争 非 者 特 国 札 非
札 格 第 参 市 及 入 価 ・ 別 債 市 行 非 競
発 競 II 加 場 び 札 格 第 参 市 行 争
行 争 非 者 特 国 発 競 I 加 場 入

額面金額で二兆四千三十八億円

七		二		八		ロ		ロ											
札	非	入	価	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	
発	競	札	格	入	札	入	格	・	債	入	札	入	格	・	債	発	競	札	
行	争	発	競	札	入	札	競	第	参	入	札	入	競	I	加	行	争	発	
	入	行	争	額	発	競	II	加	場	発	競	II	加	場	入	行	争	入	
百	十	七	二		で	た	条	特		で	た	条	特		で	た	条	特	
七	八	万	兆		三	利	第	別		千	利	第	別		十	利	第	別	
十	億	五	四		千	付	一	会		九	付	一	会		八	付	一	会	
円	三	千	千		八	国	項	計		百	国	項	計		三	国	項	計	
	千	円	五		百	債	の	に		三	債	の	に		十	債	の	に	
	八		十		四	に	規	関		十	に	規	関		七	に	規	関	
	百		七		十	つ	定	す		七	つ	定	す		百	つ	定	す	
	四		億		七	い	に	る		億	い	に	る		十	い	に	る	
	十		千		億	て	基	法		千	て	基	法		七	て	基	法	
	八		八		億	、	づ	律		億	、	づ	律		億	、	づ	律	
	万		百		円	額	き	第		円	額	き	第		円	額	き	第	
	七		九			面	発	四			面	発	四			面	発	四	
	千		十			金	行	十			金	行	十			金	行	十	
	九					額	し	六			額	し	六			額	し	六	

入札発行

札発競争入

国債市場

特別参加

者・第II

非価格競争

入札競争

札発競争入

七 払込金額

											八	九												十	十							
											振	額	最												イ	ロ						
											替	低	行	争	非	者	特	国	行	争	非	者	特	国	札	非	入	価	発	行	行	
											単	額	入	札	格	・	別	債	入	札	格	第	参	市	・	別	債	発	格	競	行	行
											位	面	札	格	第	第	参	市	発	札	格	I	加	場	・	別	債	行	行	格	日	
											五												厘	厘								
											万												額	額								
											円												面	面								
											円												金	金								
											百												額	額								
											円												百	百								
											に												円	円								
											つ												に	に								
											き												ぞ	き								
											百												れ	の								
											円												の	心								
											八												募	募								
											銭												の	価								
											一												格	格								
																							五	五								
											五												平	す								
											万												成	る								
											円												二	°								
																							十	数								
																							三	倍								
																							年	の								
																							八	金								
																							月	額								
																							十	に								
																							五	よ								
																							日	る								
																								も								
																								の								
																								と								

十
三
二

初 入 価
期 札 格
利 発 競
子 率 行 争

年〇・二パーセント
平成二十四年二月十五日を支払
期とし、次の算式により算出し
た金額を支払う。ただし、支払
期が銀行休業日に当たるとき
は、その翌営業日に支払う（以
下、次号及び第十五号において
規定する期日について同じ。）。

$$\frac{\text{額面金額} \times 0.2}{100} \times \frac{1}{2}$$

十
四

後 第
の 二
利 期
子 以

毎年二月十五日及び八月十五日
を支払期とし、各支払期におい
て、その日以前六月間に属する

十
五

償 償
還 還
金 金
額 限

平成二十五年八月十五日
額面金額百円につき百円

十
六

元 利
場 金
所 支

日本銀行
財務大臣から通知を受けた者

十
七

払 入
札 場
参 所
加 加

平成二十三年八月十五日

十
八

者 入
込 札
期 参
日 加

平成二十三年八月十五日

十
九

払 者
込 入
期 込
日 者

平成二十三年八月十五日